

## 議第78号

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(物件の提出等)

第8条 市長は、対象者の資格に関し必要があると認めるときは、対象者その他の関係者に対し、文書その他の物件の提出を求め、又は市長が指定する職員に質問させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第3号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条第2項第3号の規定は、平成31年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

提案理由

医療費の支給を受ける者の世帯の状況を把握するために必要な調査を行うことができることとする等の必要があるので提案する。